

## 部活動改革推進事業

(健康体育課)

## 1 事業目的

中学校における令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、スポーツ庁（運動部）及び文化庁（文化部）の委託を受けて、生徒にとって望ましい持続可能な部活動と教員の負担軽減の両立を実現するための実践研究を行う。

## 2 事業概要（令和3年度新規）

(単位：千円)

区 分	内 容	対 象	R3 当初	備 考
地域部活動推進事業（休日の部活動の段階的な地域移行）	地域の実情を踏まえ、地域人材の確保や費用負担の在り方、運営団体の確保などの課題に総合的に取り組むために、拠点校において実践研究を行う	運動部	1,675	スポーツ庁委託
		文化部	951	文化庁委託
計			2,626	

## 3 令和3年度事業計画

## (1) 運動部

拠点校	部活動	時 期	内 容
掛川市 (東中学校・西中学校)	水 泳	5月～6月	・第1回地域部活動研究委員会 ・地域部活動説明会
		6月～9月	・各中学校又は総合体育館「さんりーな」での体験練習会（全11回） ・第2回地域部活動研究委員会
		10月～1月	・土曜練習会、火曜練習会（各16回） ・第3回地域部活動研究委員会

## (2) 文化部

拠点校	部活動	時 期	内 容
掛川市 (城東中学校)	吹奏楽	4月～5月	・第1回地域部活動研究委員会 ・体験入部（全3回）
		6月～1月	・土曜練習会、火曜練習会（各34回）
		8月～11月	・市内中学校合同練習会 ・第2回地域部活動研究委員会
		1月	・成果発表会 ・第3回地域部活動研究委員会

## 令和2年度第2回静岡県スポーツ推進審議会 委員発言要旨・対応状況

1 期 日 令和3年3月15日（月）10時～11時30分

2 会 場 県庁別館9階特別第一会議室

3 審議内容

内容	委員名	意見	取組・対応等
審議内容1 スポーツの聖地づくり総合推進プロジェクトの取組			
	杉山康委員	「スポーツ参画人口の拡大」の計画指標として、「新体カテストの記録が全種目において全国平均を上回る割合」の2021年度目標値を100%としているが、次回指標を設定する際は、現実的な目標値にしたほうが良いのでは。	次期計画の目標値については、令和3年度審議会の審議やパブリックコメントの県民意見等を踏まえて設定する。
	吉田委員	競技力向上を図る上で、ICT技術が活用されるようになってきたが、今後、学校現場でもICTを活用した部活動の支援などに取り組むこととなる。ICTを活用した取組に対応できる人材育成が急務である。	スポーツイノベーション推進事業（スポーツ振興課）を通じて、ICTを活用した取組をスポーツ・文化観光部と教育委員会が連携して推進。
審議内容2 来年度のスポーツ局及び関係課の主な取組			
	秋本委員	障害者と健常者とがスポーツ活動を通じて、交流することによりお互いの理解を深めることは重要である。	パラスポーツ体験を通じ、その魅力を県民に広く周知・普及する「パラスポーツ運動会」を本年度中に開催予定。
	杉山克委員	総合型地域スポーツクラブのクラブアドバイザーの設置については、是非おねがいがしたい。他のアドバイザーを設置している県に比べて情報網が不足しており、期待している。 優秀なジュニアアスリートは、他県に流出してしまうことが多い。他県に流出せずに県内で育成できるシステムが欲しい。	「総合型地域スポーツクラブの活動支援（スポーツ振興課）」を通じて取組を推進。 ジュニアアスリート指導者資質向上事業（スポーツ振興課）により指導者資質向上を図り流出防止にスポーツ・文化観光部と教育委員会が連携して取り組む。
	山本委員	2024年度から国体にU-16の女子サッカーカテゴリーが新たに設置されることも踏まえ、女子ジュニア世代の競技力強化に力を入れてもらいたい。	県スポーツ協会や県サッカー協会、教育委員会と連携して検討を進める。
審議内容3 静岡県スポーツ推進計画（第3期）の策定に向けた準備			
	杉山克委員	今後、増加する高齢者のスポーツ参画への取組を推進すべきではないか。また、SDGsへの理解についても計画に記載していくことも必要。	次期計画において、SDGsへの理解について記載するよう検討を進める。

審議内容3 静岡県スポーツ推進計画（第3期）の策定に向けた準備		
石川委員	部活動の地域移行について、議論を進める上で、部活のメリット・デメリットを明らかにすべき。部活動の地域移行となれば、スポーツ実施への「受益者負担」が進み、所得が低い家庭の児童との格差が生ずることとなる。こうした課題を洗い出して進めるべき。	「部活動改革推進事業（健康体育課）」を通じ、県内拠点において実践研究を実施し、課題を整理する。
佐藤委員	令和5年度以降、休日の部活動が段階的に地域に移行していく。平日と休日の部活動の指導者が変わることは、一貫性がないため、生徒は混乱するし、指導者は練習成果を示す休日の大会に自分が参加できないのでは平日の指導のモチベーションが上がらない懸念がある。 教員でも対応が難しい部活動で発生する生徒間のトラブルや保護者への対応を地域の指導者がすることは困難。今後、兼職しながら教員が休日の部活動についても対応していくしかない。 静岡市で「エリア制部活動」を進めているが、学区外の施設に移動する必要がある生徒の保護者から、交通安全上の危険性が高いことや送迎の手間が増えること等、様々な声があがっている。	同上
山本委員	「エリア制部活動」の取組は、生徒の減少が進む中、生徒にとっても同世代・同レベルの競い合いが行われ、競技力向上のためにも望ましい取組である。 リアル・マドリードやF Cバルセロナでも平日に週4日しか練習していない。負荷のかかる練習日後に休息日を設けて回復させる。先生もその日に休みを取るなど、世界的なクラブを参考に「静岡モデル」を考えることも良いのでは。	同上
杉山康委員	高齢者だと「健康寿命年齢」、子どもは「新体力テスト」を成果指標とすることができるが、働き盛り世代の県民にどれだけ効果があったか成果を計るのが難しい。働き盛り世代へスポーツによる健康増進の取組を促進するため、県内企業の福利厚生部門と連携して、健康づくりを進めたらどうか。	「サイクルスポーツの習慣化に向けた検証事業（スポーツ振興課）」を通じて県内企業と連携して自転車を利用した健康増進の取組を推進。
報告事項 東京2020大会開催準備状況		
沖委員	C S Cで自転車競技ナショナルチームの練習を間近で見ていると、代表選手にとっては、オリンピック開催の決定がモチベーションを保つ上で非常に重要である。速やかにオリンピック開催が決定して欲しい。	—

## ○静岡県スポーツ推進審議会条例

昭和37年3月28日

条例第12号

静岡県スポーツ振興審議会条例をここに公布する。

静岡県スポーツ推進審議会条例（随名改正〔平成23年条例51号〕）

## （設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、静岡県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（一部改正〔平成20年条例6号・23年51号〕）

## （職務）

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、知事の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して知事に建議する。

- (1) 法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの推進のための基礎的条件の整備等に関すること。
- (3) 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備に関すること。
- (4) 競技水準の向上等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

（一部改正〔平成23年条例51号・28年3号〕）

## （組織）

第3条 審議会は、20人以内の委員で組織する。

2 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を置くことができる。

## （委員）

第4条 委員及び臨時委員は、次に掲げるものうちから、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員

（一部改正〔平成23年条例51号・28年3号〕）

## （任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議の期間とする。

## （会長等）

第6条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。

- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係ある臨時委員の総数の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、スポーツ・文化観光部において処理する。

(一部改正〔平成28年条例3号・令和2年2号〕)

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成28年条例3号〕)

附 則

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月25日条例第6号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月28日条例第51号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の静岡県スポーツ振興審議会条例第4条により委嘱されている委員(以下「旧委員」という。)は、改正後の静岡県スポーツ推進審議会条例第4条の規定により委嘱された委員(以下「新委員」という。)とみなす。この場合において、新委員としての任期は、旧委員として委嘱された日から起算する。

附 則(平成28年3月29日条例第3号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(静岡県スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の静岡県スポーツ推進審議会条例第4条の規定により委嘱されている委員(以下「旧委員」という。)は、改正後の静岡県スポーツ推進審議会条例第4条の規定により委嘱された委員(以下「新委員」という。)とみなす。この場合において、新委員としての任期は、旧委員として委嘱された日から起算する。

附 則(令和2年3月27日条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。